

# 標準コード一覧

## [追補速報版]

### ○ 追補速報版内容

診療行為・ 医薬品区分	追加理由
診療行為	平成28年12月1日適用 (平成28年11月30日 保医発1130第2号、3号)

平成28年12月8日

株式会社 メルマック

# 標準コード一覧

[新設] 平成28年12月1日適用（平成28年11月30日 保医発1130第2号、3号）

## 《診療所・病院共通》

項目	仮設コード	名 称	単位	点数	区分	マスタコード	厚生省マスター
手術	07066	白内障手術併用眼内ドレーン手術		27990	50	515060745	150395150
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口加算情報</div> 50：外来管理加算対象外 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他情報</div> 告示識別1：5， 告示識別2：1					
検査	07067	F I P 1 L 1 – P D G F R $\alpha$ 融合遺伝子検査	Y B	3300	60	516060746	160209550
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口加算情報</div> 19：血液採取（静脈） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口処理情報</div> 2-2：血液学的検査判断料 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他情報</div> 告示識別1：5， 告示識別2：1					

※ 血液採取（静脈）フラグ（窓口加算情報：19）につきましては、通知では検体が明確ではありませんので、実際の検体採取方法にあわせて、フラグの設定を「する／しない」を判断して使用していただきますようお客様への説明をお願いいたします。

## 《厚生労働省通知より抜粋》

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

### K268 緑内障手術

- (1) 1眼に白内障及び緑内障がある患者に対して、白内障手術と同時に白内障手術併用眼内ドレーン手術を関連学会の作成した使用要件基準に従って行った場合に限り、「2」及びK273隅角光凝固術の所定点数を合算した点数を準用して算定する。この場合、これらは同一手術野とはみなさず、それぞれの所定点数を算定できるものとする。なお、白内障手術の技術料は当該点数に含まれ、別に算定できない。
- (2) 白内障手術併用眼内ドレーン手術を行った際は、診療報酬請求に当たって、診療報酬明細書に症状詳記を添付する。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」

### D006-3 Major BCR-ABL1

- (3) F I P 1 L 1 – P D G F R  $\alpha$  融合遺伝子検査
  - ア F I P 1 L 1 – P D G F R  $\alpha$  融合遺伝子検査は、区分番号「D006-2」造血器腫瘍遺伝子検査及び区分番号「D006-3」Major BCR-ABL1の「2」mRNA定量（1以外のもの）の所定点数を合算した点数を準用して算定する。
  - イ 本検査は、二次性好酸球増加症を除外した上で、慢性好酸球性白血病又は好酸球增多症候群と診断した患者において、治療方針の決定を目的としてFISH法により測定した場合に、原則として1回に限り算定できる。ただし、臨床症状・検査所見等の変化を踏まえ、治療法を選択する必要があり、本検査を再度実施した場合にも算定できる。
  - ウ 本検査を算定するに当たっては、本検査を必要と判断した理由、検査結果、診断名、選択した治療法及び本検査を再度実施した場合にはその理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

以上